第2回「保育所保育指針」改定に関する検討会

- 1 日時 平成19年1月10日(水) 15:00~17:00
- 2 場所 厚生労働省6階 共用第8会議室
- 3 議題 検討課題の論点について
- 4 配付資料
 - 資料1 見直しの方向性(検討課題の論点 たたき台)
 - 資料2 第1回検討会における主な意見

見直しの方向性(検討課題の論点 たたき台)

1. 保育所保育指針の告示化、性格の明確化

論点

- 指針の趣旨・内容を保育現場に広く周知し、保育現場でのより積極的な 取組を促すため、指針を告示としてその位置づけを強化するとともに、指 針に盛り込む事項の簡素化・大綱化を図る一方、指針の内容をわかりやす く解説する通知ないしガイドラインを新たに策定すべきではないか。
- 〇 指針を①保育内容に関する事項、②保育内容に関連する保育所の運営に 関する事項を総合的に規定したものとし、その性格を明確にすべきではな いか。

2. 養護及び教育の充実、小学校との連携強化

論点

- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、
 - ①情緒の安定、基本的生活習慣、規律の確立、遊びを通じた学びや社会性 といった観点から、養護及び教育の充実を図るべきではないか。
 - ②発達や学びの連続性を踏まえた小学校との接続の強化の観点から、関連する内容・構成の改善・充実を図るべきではないか。

3. 地域の子育て支援の拠点としての保育所の機能の強化

論点

〇 次世代育成支援の推進のため、すべての家庭を対象とした「地域の子育 て支援」の機能を保育所保育と並ぶ保育所の重要な機能として位置付ける こととし、関連する内容・構成の改善・充実を図るべきではないか。

4. 児童福祉政策等の展開を踏まえた内容の充実

論点

〇 児童虐待、食育、障害児保育、個人情報保護、健康・安全対応など児童 福祉政策等の展開を踏まえた内容の改善・充実を図るべきではないか。

5. 保育士の資質向上や保育内容の改善の取組を促す評価の仕組み

論点

- 保育所及び保育士の保育内容や運営の改善のための取組を促すため、保育内容等の(自己)評価・点検の視点を盛り込むべきではないか。
- 保育士の研修や自己研鑚など資質向上の取組を強化するため、関連する 内容・構成の改善・充実を図るべきではないか。
- 利用者の苦情解決(権利擁護)や保育所の情報公開の取組を促すため、関連する内容・構成の改善・充実を図るべきではないか。

第1回検討会における主な意見

【保育指針の告示化、性格の明確化関係】

- 保育実践の場で指針が皆に読まれるためには、指針の作り方により工夫が必要とされる。例えば、保育のねらいとして心情、意欲、態度の記述があるがその意味や位置づけがわかりにくい、また、同じく養護と教育の記述もわかりにくいことから十分な読み取りが難しいのではないか。
- 保育所が社会的に適切(正当)に評価されていない。子どもの育ちや子育 て家庭に影響のある保育指針の強化に期待する。
- 「家庭養育の補完」ではなく、家庭とともに子どもを育てる視点が重要でありその役割を明確化してもいいと思う。
- 指針のみならず、指針に関連する制度改正についても提言すべき (例えば 保育士の質の向上)。
- 〇 保育指針の大事にしたい点は「一人一人」を大切することである。
- 保育指針が現場でどこまで理解されているのか、現場にきちっと読んでもらうことが大事ではないか。
- 告示化に伴い新たに設けられるガイドラインは、戦後すぐの「保育要領」 のような考え方と思う。
- (現場では十分に読みとられていないという意見に対し) 現場では保育指針 は使われている。
- 3歳未満 (産休明け) の記述を充実すると、母親に読まれるようになるのではないか。

【養護及び教育、小学校との連携関係】

- 幼稚園と保育園のいずれにおいても、遊びの中で学びを捉えることが求められており、遊びの充実(幼児期の教育の充実)が重要である。
- 保育は、教育か社会保障の一環か整理が必要である。
- 〇 保育所における教育はどういうものを指すのか議論が必要である。
- 幼稚園教育要領との整合性を大切にすることが大事である。
- 〇 幼稚園と保育所で保育環境の差が出ており、子どもの利益を踏まえた議論をすべき。また、小学校就学に当たって幼稚園と保育所では情報提供が違う(幼稚園は指導要録送付あり、保育所はなし)、小学校への円滑な接続の在り方について議論が必要である。
- 6歳児の保育で集団で課題に取り組むことができていない保育所があるが、 小学校教育への接続の観点からその取組について検討が必要である。
- 幼保の合同保育や認定こども園が制度化される中、0~6歳児の発達の連続性を踏まえながら就学前の子どもの保育・教育を明確にしていく必要がある。
- ケアとエデュケーションは切っても切り離せない関係であるが、教育がはき違えられて強調され大人が子どもに教え込むということもあるのではないか。

【地域の子育て支援、保育所の機能強化関係】

- 保育指導(ソーシャルワーク)と地域の子育て支援に重点を置く必要がある。
- 〇 保育指導業務、保育技術の明確化が必要である。
- 保育所はこれまで役割を拡げてきたが、保育所の子育て支援と在宅子育て 支援サービスとの役割分担が必要である。
- これからは目的を特化して深化していくことが大事ではないか。
- 働き方の多様化や若者の不安定就労が増加する中、就労環境の場から保育 所に期待するものは大きい。多様な保育ニーズにどこまで対応するのか整理 しておく必要がある。
- 保護者のニーズに応えるとはどういうことか、ノーと言わないのが受容と 思っている保護者が増えている中、保護者に対し一つ一つの言葉を丁寧に伝 えていくことが必要である。
- 家庭や地域の問題を保育所が抱え込んでおり、保育所の負担が大きくなっている中、保育所の保育とは何か、何をすべきなのかを整理する必要がある。
- 保育所に対する保護者の意識が変化している(保育所が一方的にサービスを提供する機関と捉えている)。
- 子育てに対する親の耐性が無くなっているとともに、子ども理解に欠ける 親がいる状況において、保育所は子育ての喜びを伝える機能を持ち、保育指 針はわかりやすいテキストになる。保育指針が保護者に読まれるものにして いく必要がある。
- 保育所では保護者の間の関係が希薄になり、保育所内での様々なトラブル の要因になっているため、保護者間の関係性の支援が必要となっている。
- 第三者評価について、当初は「保育指針」に基づいていたが今は経営コン サルタント化しているのではないか、保育指針を基本に置くべき。
- 〇 家庭支援、子育て力を高める上で「子育ての伝承」という視点が大事である。
- プライバシー、守秘義務との関係で、保護者に立ち入ったことが聞きにくくなって共感ができなくなってきている。

【保育内容の充実関係】

- 食育は保育内容に多様な広がりがあり、保育所内のマネージメントの在り 方にも大きく関わっている。こうした役割の重要性を明文化する必要がある。
- 保育の現場における子どもの健康は、家庭との連携が基本である。
- 〇 体調不良児の保育の日常化、慢性疾患・難病・発達障害・低出生体重児の 利用が増えている中、福祉的・医学的な連携の在り方、医療行為の在り方、 健康診断の地域格差の問題について考えていく必要がある。
- 心の健康づくりについて、保育保健の中での位置づけを考える必要がある。
- 〇 保育内容とともに、保育カウンセラーなど人的環境整備が必要である。
- リスクマネージメントあるいはセーフティマネージメントの視点を盛り込むことが必要である。
- 医療的ケアのニーズが非常に多くなっている中、与薬など法律違反になら

ない範囲について留意事項を明確にする必要がある。

- 延長保育がだんだん安易に使われるようになると、子どもたちの生活リズムが壊されることになる。
- 発達障害の子どもがとても増えているが、保育所の保育が悪いと言われる ようなこともあり、保育士の(精神的な)ゆとりがなくなっている。

【保育士の資質向上、評価関係】

- 〇 保育のプロセス (特に保育士の関わり) の質が大事であり、指針の記述を もう少し詳しくすべき。その意味で保育士の資質向上と評価が重要である。
- O 保育士には様々な専門性が求められており、専門性を高めるための研修を 義務化すべきではないか。その際、研修体系や個別の保育計画が大事になっ てくる。また、保育士の倫理観も指針で触れるべきではないか。
- 保育士だけでなく、看護師や栄養士などの専門職が必要になっている。
- 〇 保育所の事務量が増大し、ゆとりがなくなって研修の時間がなくなっている。